

さぬき市介護予防教室事業「元気のからくり教室（1日コース・半日コース）」 事業委託に関する仕様書

1 目的

元気のからくり教室利用者に対して、運動器の機能向上、口腔機能の向上、認知症予防を組み合わせた複合プログラムの実施を通して、生活機能の低下が疑われる軽度な状態での予防に取り組み、教室で学んだ正しい知識をセルフケアとして、習慣化され継続ができる。また、共に取り組む仲間ができ、介護予防の効果や地域との繋がりを切れ目なく感じ続けることができる地域づくりを目的とする。

2 対象者

生活機能の低下が疑われる軽度な状態での予防を目指すことができるすべての高齢者のうち、次の全ての条件を満たす者（要介護認定を受けている者は要相談）

- (1) さぬき市に住所を有する65歳以上の者
- (2) 介護保険法等に規定する居宅サービス計画、介護予防サービス計画等のケアプランに基づく介護給付、介護予防給付等を現に受けていない者
- (3) 医師の診断書の結果、教室参加が可能であると認められた者
- (4) 事業の目的及び内容を理解し、自ら参加を希望する者
- (5) その他市長が適当と認めた者

3 委託事業の内容

(1) 介護予防プログラムの提供

運動器機能向上、口腔機能向上、認知症予防を組み合わせた複合プログラムを、1日コース・半日コースのいずれかの教室形態により実施するものとする。（参加日毎にメニューを分けて実施することも可能。）

① 運動器機能向上プログラム 実施時間：1回当たり30分以上

転倒・骨折の防止、加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上及び腰痛・膝痛の対策を目的とした体操（いきいき健康体操等）やストレッチを実施する。簡易な機器を用いた運動等を実施することも可能とする。

運動強度は、対象者に合わせて実施する。（運動器の機能向上が生活機能の維持・改善として感じられるよう、より機能的な運動を取り入れる。）

② 口腔機能向上プログラム

高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する指導（健口体操

等)等を実施する。

③ 認知症予防プログラム

認知機能の低下を予防し、認知症の発症を抑制したり先送りにすることを目的とした脳リハビリプログラム（頭の体操、コグニサイズ等）を実施する。

(2) レクリエーションの実施

上記のプログラムに加え、レクリエーション（運動増進、認知症予防、精神状態の改善等）を実施することもできる。

(3) 利用者の体調確認の実施

- ① 利用者に対し、毎回教室開始時に体調確認（血圧、脈拍等）を行ったうえ、安全の確保に努めるものとする。
- ② 体調確認は、できる限り利用者が自主的に取り組めるよう工夫するものとする。
（例：自動血圧計や脈拍測定の手法を伝える等）

(4) 介護予防手帳を活用した目標設定等

- ① 介護予防手帳を活用して、目標設定、評価（基本チェックリスト、体力測定、主観的健康感）を行うものとする。（参考資料1～3）
- ② 評価は6月、9月、12月及び3月に実施し、基本的に利用者自身、利用者同士で主体的に今後の方向性を自己決定できるように促すものとする。

(5) 入浴の提供

- ① 入浴の提供ができる事業所については、1日コースの利用者のうち、希望者や必要な者に対して入浴（実費）を提供できるものとする。ただし、入浴の提供は必須ではない。
- ② 通所介護、通所リハビリテーション事業所にあつては、通所介護、通所リハビリテーションの利用者とは別の時間に提供しなければならない。

(6) 昼食の提供

1日コースの利用者に対して昼食（実費）を提供するものとする。

(7) 送迎の実施

- ① 全ての利用者に対して送迎を行うものとする。
- ② 送迎に係る費用は、委託金額に含まれるため、教室利用者からは徴収しない。
- ③ 自力で通うことを希望する者、又は家族の協力を得られる者等については、この限りではない。

④ 通所介護、通所リハビリテーション事業所にあつては、通所介護、通所リハビリテーションの利用者と同乗させることはできない。

【入浴、昼食及び送迎の要件】

	入浴	昼食	送迎
1日コース	希望者等に提供できる	提供する	提供する
半日コース	なし	なし	提供する

※受託事業者は、入浴、昼食に係る実費を利用者から徴収するものとし、当該実費は、直接受託事業者の収入とする。

※入浴、昼食に係る実費の額については、市の承認を得るものとする。

現行の自己負担額（利用料除く）

1日コース：600～900円程度（入浴、昼食代含む）

半日コース：利用料以外の自己負担なし

(8) 介護予防教室事業利用手数料の徴収及び納入

利用者から介護予防教室事業利用に係る手数料を徴収し、市の指定する方法で市に納入するものとする。

4 利用者数

1教室当たり数名から30人以内とする。ただし、安全面を考慮し、実施場所に適した人数設定を行うものとする。

5 会場

- (1) 受託事業者が確保するものとする。
- (2) 運動器の機能向上プログラム実施の際は、利用者一人当たりおおむね3㎡以上とし、安全に運動ができるスペースを確保するものとする。
- (3) 通所介護、通所リハビリテーション事業所にあつては、通所介護、通所リハビリテーションの利用者へのサービス提供とは別の部屋、または空間および時間を分けて実施する。教室利用者以外の者をプログラムに参加させることはできない。

6 実施回数

1人当たりの実施回数は週1回以内とする。

※利用回数の目安：1人当たり3～5回／月

7 実施時間（送迎時間含まない）

1日コース	5時間程度（昼食、入浴時間含む）
半日コース	2時間程度

8 利用期間

- (1) 利用期間は定めないが、自立支援のための取組を推進し、利用者の日常生活の活動を高め、地域の通いの場や、自主組織に向けた取組など、社会への参加に結びつくよう配慮すること。
- (2) 評価月ごとに行う評価の結果により教室の対象者条件に当てはまらないと判断した場合は、地域包括支援センターに連絡・相談すること。

9 保険

事故の発生等に備えて、傷害保険や損害賠償保険等に参加すること。

10 事業実施の流れ

別紙参照

11 実施体制

(1) 従事者の職種及び人数

- ① 教室の内容や参加人数に適した専門職を専従させるものとする。（例えば、看護師、歯科衛生士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等）
- ② 通所介護、通所リハビリテーション事業所にあつては、通所介護、通所リハビリテーションに従事する職員との兼務は不可。

(2) 安全管理体制

教室を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備し、常に安全管理に配慮し、実施するものとする。

事故発生時、安全管理マニュアルに基づき対応するとともに、必要であると判断した場合は、地域包括支援センターに連絡・報告を行うものとする。

教室実施日に、事業所が利用者を迎えに出る前の時点で、さぬき市に警報が発令された場合は、教室を中止する。注意報発令中で、以後警報発表の見込みがあると予測される場合には、事業所の判断により、教室を中止する。教室実施中に警報が発表された場合は、教室を中止する。中止する場合は、受託事業者が利用者とその旨を連絡し、振替日等をもうける場合は地域包括支援センターに連絡するものとする。（【例】大雨、洪水、暴風、大雪等）

1 2 委託金額

各コース1人につき1回当たりの委託料（送迎に係る費用含む）

	税抜	税込
1日コース	2, 6 0 0 円	2, 8 6 0 円
半日コース	2, 1 5 0 円	2, 3 6 5 円

1 3 実施状況の報告等

- (1) 毎月の事業実施状況及び請求書を翌月10日までに市が指定する様式で地域包括支援センターに提出するものとする。（当月実績がない参加者についても報告をする。）
- (2) 利用者の評価書類を、各評価月の翌月10日までに市が指定する様式で地域包括支援センターに提出するものとする。

1 4 その他

- (1) 市の担当者等が各受託事業者の行う教室を随時巡回し、プログラムの相談や実施状況の確認、助言等の支援をするものとする。
- (2) 受託事業者は、利用者に介護保険の申請が必要であると判断したり、利用者から介護保険の相談を受けた場合は、地域包括支援センターに報告する。
- (3) 利用者が教室を終了する場合は、地域包括支援センターに報告する。
- (4) 利用者が3か月以上教室を欠席している場合は、特別な場合を除き、一旦教室を終了することを受託事業者から利用者に伝えるものとする。
- (5) この仕様書に定めない事項は、別途さぬき市の指示に従うものとする。

10 さぬき市介護予防教室事業委託の流れ

